

議員提出議案第十九号

文京区育成室運営条例の一部を改正する条例

右の議案を文京区議会会議規則第十二条第一項の規定により提出する。

平成三十一年二月八日

提出者 文京区議会議員

萬立幹



国府田

久美子



関川

けさ



板倉

美千代



文京区議会議長 殿



文京区育成室運営条例の一部を改正する条例

文京区育成室運営条例（平成十三年三月文京区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「一万円」を「四千元」に改める。

付 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（説 明）

育成室保育料を引上げ前に戻すことにより、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、本案を提出いたします。